

<問題1>

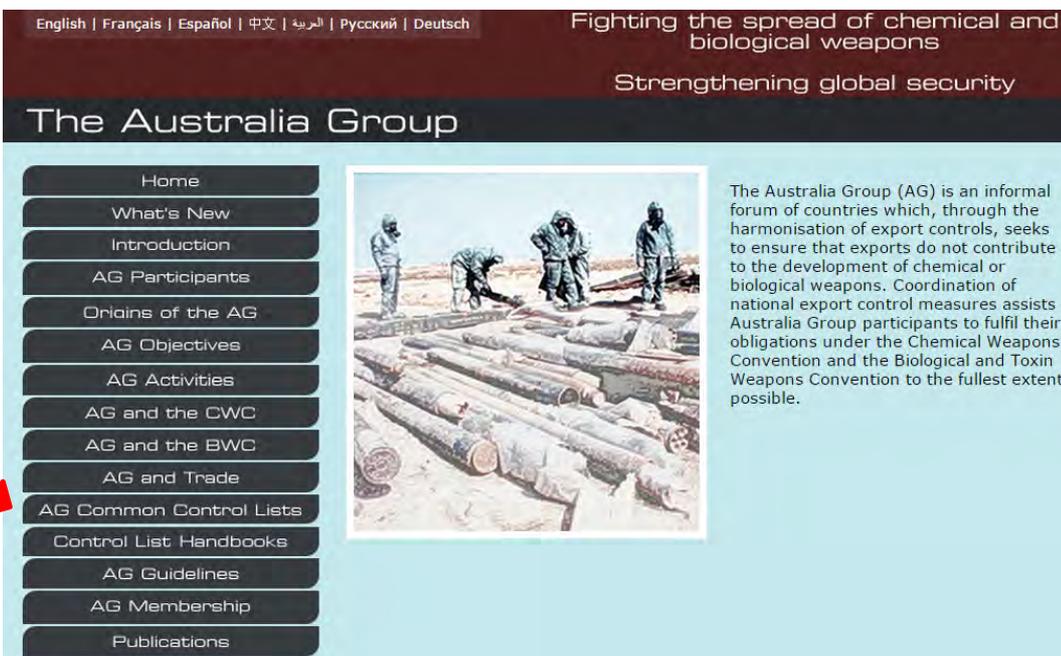
東京にあるプラントメーカーAは、タイにあるメーカーBから輸出令別表第1の3の項(2)に関連するバルブXを輸入し、海外で販売する予定である。購入前にバルブXの該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の3の項(2)は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
2. 輸出令別表第1の3の項(2)は、原子力供給国グループ(NSG)の規制なので、NSGのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
3. 輸出令別表第1の3の項(2)は、オーストラリア・グループ(AG)の規制なので、AGのサイトにあるバルブ関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。

【正解】3 正解率は約92%

海外から購入した製品の該非判定については、海外のメーカーから情報が入手できずトラブルになるケースが多くなっている。購入前に製品の該非判定に必要な情報を入手するか、契約書などで製品の情報が入手できるように手当をしておく必要がある。本問の輸出令別表第1の3の項及び3の2の項は、**オーストラリア・グループ**による規制である。

(出典:オーストラリア・グループのサイトより)



The screenshot shows the website for the Australia Group. At the top, there are language options: English | Français | Español | 中文 | العربية | Русский | Deutsch. The main header reads "Fighting the spread of chemical and biological weapons" and "Strengthening global security". Below this is the title "The Australia Group". A vertical navigation menu on the left contains the following items: Home, What's New, Introduction, AG Participants, Origins of the AG, AG Objectives, AG Activities, AG and the CWC, AG and the BWC, AG and Trade, AG Common Control Lists, Control List Handbooks, AG Guidelines, AG Membership, and Publications. A red arrow points to the "AG Common Control Lists" item. To the right of the menu is a photograph of several people in protective suits working with large pipes or logs in an outdoor setting. Below the photo is a text block: "The Australia Group (AG) is an informal forum of countries which, through the harmonisation of export controls, seeks to ensure that exports do not contribute to the development of chemical or biological weapons. Coordination of national export control measures assists Australia Group participants to fulfil their obligations under the Chemical Weapons Convention and the Biological and Toxin Weapons Convention to the fullest extent possible."

<問題2>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Aは、タイのメーカーBより、外為令別表の8の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。
- B 名古屋の貿易会社Aは、中国のメーカーBより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category3 Electronics の英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。
- C 大阪の貿易会社Aは、香港のメーカーBより、外為令別表の6の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の6の項は、NSGの規制なので、NSGのサイトにある英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

【正解】1 (Aのみ正しい) 正解率は約78%

Aは正しい。外為令別表(輸出令別表第1)の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制で、Category4 Computers の英文を参考にする。

Bは誤り。外為令別表(輸出令別表第1)の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制で、Category5 の英文を参考にする。暗号に関係しない通信の場合は、Category5 -Part1-Telecommunications を参考にする。

暗号に関係する場合は、Category5 -Part2"Information Security" の英文を参考にする。

Cは誤り。外為令別表の6の項は、ワッセナー・アレンジメントの Category2 Materials Processing の英文を参考にする。

なお、国際輸出管理レジームの英文と日本の法令は、改正にタイムラグがあるので、国際輸出管理レジームの英文が、日本の法令と合致しているか内容を確認してから、海外メーカーに問い合わせる必要がある。

(出典:ワッセナー・アレンジメントのサイトより)

国際輸出管理レジーム		規制品目	
1の項	WA(ワッセナー・アレンジメント)等		
2の項	大量破壊兵器関連	NSG(原子力供給国会合)	NSGパート1 原子力専用品 NSGパート2 原子力用途以外にも使用できる汎用品
3の項		AG(オーストラリア・グループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置
3の2の項			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置
4の項		MTOR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置
5の項	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	Category 1 SPECIAL MATERIALS AND RELATED EQUIPMENT 先端材料
6の項			Category 2 MATERIALS PROCESSING 材料加工
7の項			Category 3 ELECTRONICS エレクトロニクス
8の項			Category 4 COMPUTERS コンピュータ
9の項			Category 5 PART 1 - TELECOMMUNICATIONS 通信機器 PART 2 - "INFORMATION SECURITY" 暗号
10の項			Category 6 SENSORS AND "LASERS" センサー・レーザー
11の項			Category 7 NAVIGATION AND AVIONICS 航法装置
12の項			Category 8 MARINE 海洋関連装置
13の項			Category 9 AEROSPACE AND PROPULSION 推進装置
14の項			Munitions List 軍需品(1の項に該当するものを除く。)
15の項			Very Sensitive List 機微品目
16の項		キャッチオール規制	

<問題3>

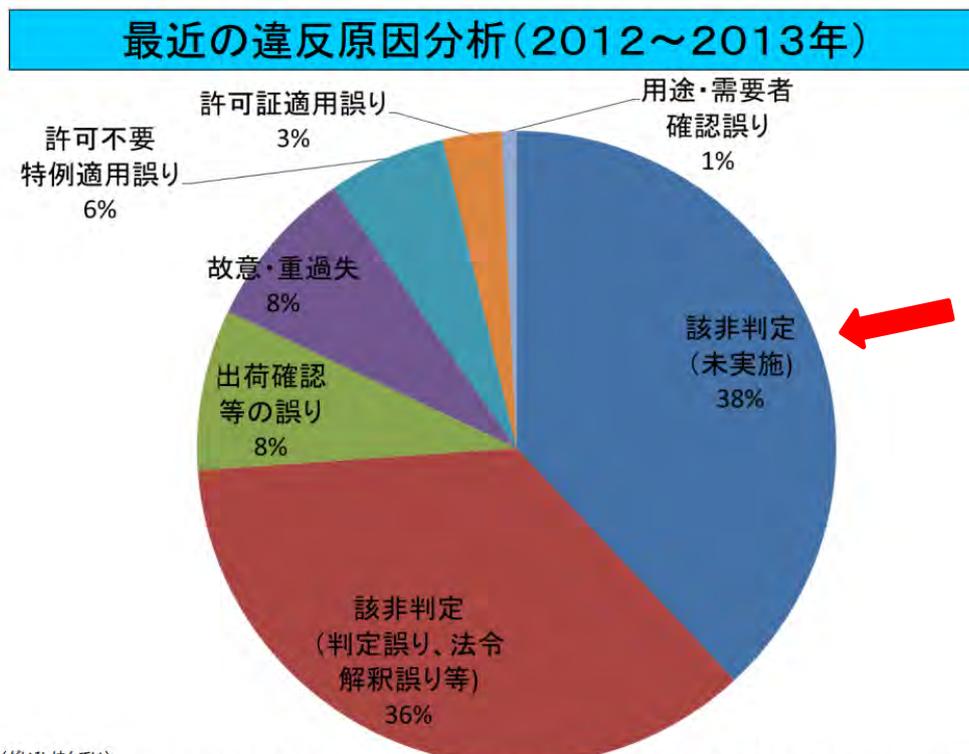
次のAからCまでのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 経済産業省の「最近の違反原因分析(2012~2013)」によれば、違反原因の1位は、キャッチオール規制に関する企業や大学等が多いことから、「用途・需要者確認誤り」となっている。
- B 経済産業省の「最近の違反原因分析(2012~2013)」によれば、日本企業の出荷管理は、厳格なので、違反原因に「出荷確認等の誤り」は、挙げられていない。
- C 経済産業省の「最近の違反原因分析(2012~2013)」によれば、故意や過失で、無許可輸出(提供)を行う者がいるので、違反原因に「故意・重過失」は、挙げられている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

【正解】1 正解率は約89%

経済産業省の「最近の違反原因分析(2012~2013)」によれば、約7割強が、「**該非判定**」に関する違反である。



(がいひはんてい)
注) 該非判定：輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

(出典：経済産業省のホームページより)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaitameho_document/ihanngenninnbunnsekii.pdf

<問題4>

次のAからCまでのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」には、非居住者は含まれない。
- B 外為法第48条第1項の輸出許可については、運用通達で規定している輸出許可基準により行われる。
- C 税関は、輸出令第5条により、貨物や技術を輸出（提供）しようとする者が外為法第48条第1項及び第25条第1項の規定による許可又は当該許可を受けることを要しないことを証明しなければならない。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】3 正解率は約85%

Aは誤り。 外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」には、居住者だけでなく、非居住者も含まれる。

Bは正しい。 運用通達1-1(7)(二)に輸出許可基準が定められている。

- 1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
- 3 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か
- 4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か

役務取引許可については、役務通達2(5)(a)で、役務取引許可基準が定められている。

Cは誤り。 輸出令第5条第1項では、「税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されている。税関は、外為令第18条の2の特定記録媒体等輸出等許可の確認の場合を除き、技術に関する許可の要否の確認は行わない。

<問題5>

AからCまでのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 外為法第25条第1項の「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいうので、国内の研究者が、外国の非居住者に無償で技術指導する場合は、この「取引」にあたる。
- B 外為法第25条第1項の「提供」とは、他者が利用できる状態に置くことをいう。
- C 外為法第25条第1項の「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいうので、スズメバチの生態を撮影したビデオは、この「技術」にあたらない。

1. 0個

2. 1個

3. 2個

【正解】1 正解率は約64%

- Aは正しい。役務通達1(3)サで、「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくもの」と規定されている。国内の研究者が、外国の非居住者に無償で技術指導する場合は、通常、贈与契約などの合意があるので、「取引」にあたる。
- Bは正しい。役務通達1(3)タで、「提供とは、他者が利用できる状態に置くことをいう。」と規定されている。
- Cは正しい。役務通達1(3)アで、「**技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。**」と規定している。スズメバチの生態を撮影したビデオは、「設計、製造又は使用に必要な情報」にあたらず、役務通達でいう「技術」にあたらない。

<問題6>

役務通達別紙1-2にある「いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈」について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、中国など国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性があることから、リスト規制該当技術を保管する場合は、役務取引許可を取得する必要がある。
- B ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらぬ。
- C サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムがリスト規制該当技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引許可が必要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

【正解】3 正解率は約79%

- Aは誤り。役務通達別紙1-2(1)では、「(略) ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらぬため、**外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。**」と規定している。
- Bは正しい。Aの解説参照。
- Cは正しい。役務通達別紙1-2(2)では、「サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス

STC Advanced (第1回) 問題解説

利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。」と規定されている。

<問題7>

外為令別表の5の項に関するAからCまでの説明のうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

外為令別表の5の項

	技 術
5	(1) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。） (4) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (5) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (6) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。） (7) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（4の項の中欄に掲げるものを除く。） (8) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（4の項の中欄に掲げるものを除く。）

A 外為令別表の5の項では、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術を規制しており、輸出令別表第1の5の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術は、規制していない。

B 複合材料の設計に係る技術は、まず外為令別表の5の項(7)で該非判定を行い、該当しない場合、外為令別表の4の項で該非判定を行う。

C 外為令別表の5の項中の「経済産業省令」とは、すべて貨物等省令のことである。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】 1 正解率は約65%

外為令別表の5の項

	技 術
5	<p>(1) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(2) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(3) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(5) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(6) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) に掲げるものを除く。)</p> <p>(7) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(8) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>

Aは誤り。 外為令別表の5の項(1)及び(2)で、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術を規制しているので、外為令別表の5の項(3)以降は、輸出令別表第1の5の項に該当貨物以外の設計、製造又は使用に係る技術を規制していることがわかる。外為令別表の5の項(3)では、括弧書きで、明確に外為令別表の5の項(1)に該当する場合を除いているので、輸出令別表第1の5の項に該当しない「セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術」を規制していることがわかる。

Bは誤り。 外為令別表の5の項(7)では、括弧書きで、「4の項の中欄に掲げるものを除く。」と規定しているので、「複合材料の設計に係る技術」は、まず外為令別表の4の項で該当非判定を行い、該当しない場合、外為令別表の5の項(7)で該当非判定を行うことになる。

Cは正しい。 外為令別表の5の項中の「経済産業省とは、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(貨物等省令)のことである。

<問題8>

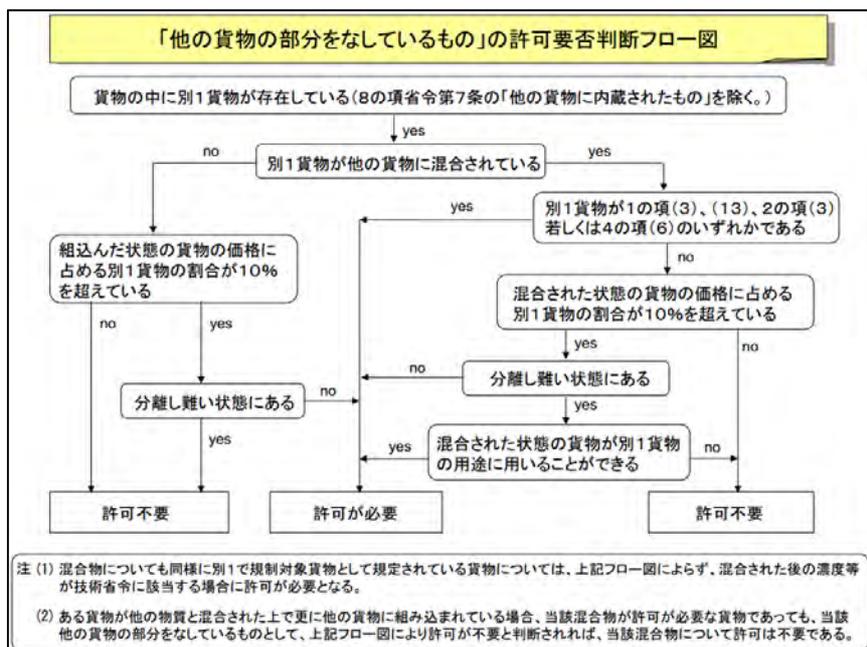
大阪のメーカーAは、自動車部品の洗浄装置X（リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格100万円）の中に、輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブα（洗浄装置Xの初期製造時に、バルブの専門店で購入）を洗浄装置Xに正当に組み込んで、来月、輸出する予定である。この場合、バルブαの輸出許可の要不要について適切なものを1つ選びなさい。

1. 運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。
2. 運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
3. 運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

【正解】1 正解率は約81%

自動車部品の洗浄装置X（リスト規制非該当で、初期製造時の市場価格100万円）の中に、輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブα（洗浄装置Xの初期製造時に、バルブの専門店で購入）が正当に組み込まれている。輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブαは、運用通達1-1（7）（イ）が適用できる貨物であるが、**洗浄装置Xの初期製造時の市場価格に対する、バルブαの購入価格の比率は15%であり、運用通達の10%ルールを適用することができない。**よって、バルブαについては、輸出許可が必要である。下記の表にも示すように10%ルールを適用できない貨物もあるので注意する。

(出典:経済産業省のサイトより)



<問題9>

横浜のメーカーAは、1ヶ月前にシンガポールのメーカーBから輸入した測定装置X（輸出令別表第1の2の項該当）が故障したので、近日、修理のため、シンガポールに送り返す予定である。この場合、メーカーAの輸出許可の要否について適切なものを1つ選びなさい。

1. 無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
2. 無償告示第一号1の規定が適用できないので、輸出許可が必要である。
3. 無償告示第一号1の規定は適用できないが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、当該包括許可を適用して、輸出することができる。

【正解】2 正解率は約68%

無償告示第一号1では、「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」を対象としている。本問の測定装置Xは、本邦から輸出された貨物ではないので、無償告示第一号1の規定は適用できない。

なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる仕向地・提供地は、輸出令別表第3の地域（いわゆるホワイト国）に限定されるので、ホワイト国ではないシンガポールへの輸出には適用できない。

<問題10>

以下のAからCのうち、誤っている組合せの番号を1つ選びなさい。

- A 大阪にある素材メーカーAは、ドイツにある電機メーカーBから輸出令別表第1の5の項(3)に該当する貨物(告示貨物でない。)の注文を受けた。総価額が、270万円だったので、発送を3回に分ければ、それぞれ少額特例を適用して輸出できる。
- B 名古屋にある素材メーカーAは、アメリカにある武器メーカーBから、輸出令別表第1の5の項(16)に該当する貨物(告示貨物でない。)の注文(総価額は90万円)を受けた。用途を確認したところ、機関銃の製造に使用すると連絡を受けた。この場合でも、素材メーカーAは、少額特例を適用して、輸出することができる。
- C 福岡にある工作機械メーカーAは、タイにある日系の電機メーカーBに、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台(総価額は500万円)を無償で1年間貸し出す予定である。工作機械メーカーAは、無償で貸し出すので、少額特例を適用して、輸出することができる。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】3 正解率は約93%

- Aは誤り。少額特例は、一契約毎の総価額で判断する。この場合、総価額は、270万円なので、少額特例は適用することができない。
- Bは正しい。この場合、仕向地は、ホワイト国であるアメリカなので、たとえ、通常兵器の製造用途であっても、少額特例の適用に際して、問題ない。
- Cは誤り。価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格となるが、総価額は500万ということなので、少額特例は適用できない。

<問題 1 1>

以下のAからCのうち、貿易外省令第9条第2項第九号について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 大阪にあるA大学院は、外為令別表の2の項に該当するプログラムXのソースコードを誰もがアクセスできるA大学院のホームページで公開しているが、当該プログラムX自体は一切公開していない。したがって、後日、A大学院が、非居住者や外国の大学に当該プログラムXを提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- B 東京にある測定機器メーカーAでは、同社の国内の取引先(約2,000社)であれば、工場見学の際にリスト規制に該当する技術を含む資料Xを配布している。よって、資料Xは公知の技術といえるので、非居住者に提供する場合も、役務取引許可は不要である。
- C 京都にあるA大学のX教授は、3年前に出版され、現在は絶版になっているロボット工学の専門書Y(リスト規制に該当する技術が含まれている)をイランにある大学Bに寄贈する場合、役務取引許可は不要である。

1. A・B

2. B・C

3. C・A

【正解】1 正解率は約86%

- Aは誤り。 A大学院は、外為令別表の2の項に該当するプログラムXのソースコードを不特定多数がアクセスできるA大学院のホームページで公開している。したがって、それをコンパイルしたプログラムXは、不特定多数に公開されていなくても、ソースコードが公開されているので、貿易外省令第9条第2項第九号ニにより非居住者や外国に提供する場合は、役務取引許可は不要である。
- Bは誤り。 測定機器メーカーAは、国内の取引先(約2,000社)という特定多数の者にだけ、工場見学の際にリスト規制に該当する技術を含む資料Xを配布している。したがって、資料Xは公知の技術とはいえず、非居住者に提供する場合は、役務取引許可は必要である。
- Cは正しい。 3年前に出版され、現在は絶版になっているロボット工学の専門書Y(リスト規制に該当する技術が含まれている)は、公知の技術であるので、イランにある大学Bに寄贈する場合、役務取引許可は不要である。

<問題12>

東京にある総合商社Aは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置X(総価額90万円)をアメリカにあるメーカーBに輸出する契約を1月5日に結んだ。暗号装置Xは、少額特例を適用して、2月2日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY(外為令別表の9の項に該当)をメーカーBに送る場合の対応について、適切なものを1つ選びなさい。なお、外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号で規制されていない。

1. この場合、総合商社Aは、暗号装置Xについて、少額特例が適用できるので、操作マニュアルYを契約前でも役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、総合商社Aは、契約を締結した1月5日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。
3. この場合、総合商社Aは、暗号装置Xを輸出申告した日以降であれば、操作マニュアルYについて、役務取引許可を取得することなく、メーカーBに提供することができる。

【正解】2 正解率は約80%

輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置Xの操作マニュアルY(外為令別表の9の項に該当)を事前に送る場合、貿易外省令第9条第2項第十二号が問題となる。

十二 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。)。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

本問の場合、暗号装置Xは、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要となり、「輸出契約の発効した日」以降であれば、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。

<問題 13>

以下のAからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーAは、フィリピンにあるメーカーBより輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーBからは、当該マイコンを使用して、フィリピン陸軍用の無線機に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーAは、輸出許可申請が必要である。
- B 東京にあるメーカーAは、フランスにあるメーカーBより輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーBからは、当該マイコンを使用して、大陸間弾道ミサイルの部品に使用する連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーAは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にあるメーカーAは、中国にある企業Bに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出した後、企業Bから、実は民生用途ではなく戦車の製造に使用したと連絡を受けた。この場合、メーカーAは、無許可輸出の外為法違反に問われる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

【正解】3 正解率は約45%

- Aは誤り。 フィリピンは、通常兵器キャッチオール規制について、インフォーム要件に該当した場合のみ輸出許可申請が必要である。
- Bは誤り。 フランスは、ホワイト国であるので、キャッチオール規制の規制対象外である。たとえ、大量破壊兵器の製造用途であっても、輸出許可申請は不要である。
- Cは誤り。 中国は、通常兵器キャッチオール規制について、インフォーム要件に該当した場合のみ輸出許可申請が必要である。輸出後に戦車の製造用途と知らされても、法的には問題ない。

<問題 14>

以下のAからCのうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出者が、外国ユーザーリストを入手した場合は、内容を確認していなくても、核兵器等開発等省令中の「輸出者が入手した文書等」に該当する。
- B 東京にある貿易会社Aの担当者Xは、リスト規制に該当しないセンサー10,000個を中国にあるメーカーBに輸出しようとしたところ、ライバル企業である貿易会社Cの担当者Yから、メーカーBは、中国の大陸間弾道ミサイルの部品を製造しているらしいと言われた。この場合、貿易会社Aは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- C 大阪にある貿易会社Aは、来月、リスト規制に該当しない光センサー1,000個をパキスタンにあるメーカーBに輸出する予定である。貿易会社Aの営業担当者がパキスタンにあるメーカーBの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰された楯や勲章を多数見つけた。この場合、メーカーBは、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、貿易会社Aは、輸出許可申請が必要である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】 2 正解率は約74%

- Aは正しい。キャッチオール規制通達6 (A) (2) で「文書等告示第二号は、「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に関する規定である。当該文書等を入手した場合には、輸出時に当該文書等を確認したか否かを問わず、当該文書等は「輸出者が入手した文書等」に該当することとなる。」と規定されている。
- Bは誤り。キャッチオール規制通達6 (A) (5) で、「なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人に該当しない場合は、ここでいう「連絡を受けた」場合に該当しない。」と規定されている。また、「製造しているらしい」という噂話程度では、この場合、「連絡を受けた」とはいえない。
- Cは誤り。貿易会社Aの営業担当者がパキスタンにあるメーカーBの本社を表敬訪問したところ、軍から表彰された楯や勲章を多数見つけたとしても、通常兵器キャッチオール規制には、需要者要件はないので、貿易会社Aは、法的には輸出許可申請は不要である。

<問題15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 名古屋にある貿易会社Aは、アメリカにあるメーカーBから戦闘機専用の部分品 α （輸出令別表第1の1の項該当）を購入し、イスラエルのメーカーCに売却する予定である。当該部分品 α は、メーカーBからメーカーCに直接輸出される。この場合、貿易会社Aは、戦闘機用の部分品 α の仲介貿易を行う際、仲介貿易取引許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を中国にあるメーカーBより購入し、パキスタンにあるメーカーCに売却する予定である。当該貨物は、メーカーBよりメーカーCに直接輸出される。メーカーCの用途は、家電の製造であるが、メーカーCが「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可が必要である。
- C 横浜にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の5の項（1）に該当する貨物（総価額50万円）をシンガポールにあるメーカーBより購入し、パキスタンにあるメーカーCに80万円で売却する予定である。当該貨物は、メーカーBよりメーカーCに直接輸出される。メーカーCの用途は、大陸間弾道ミサイルの製造である。この場合、貿易会社Aは、輸出令第4条第1項第四号の少額特例が適用できるので、仲介貿易取引許可は不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

【正解】1 正解率は約73%

- Aは正しい。戦闘機用の部分品の仲介貿易取引については、船積地域や仕向地がホワイト国であっても、外為法第25条第4項、外為令第17条第3項第一号に基づき、仲介貿易取引許可が必要である。
- Bは誤り。外為令第17条第3項第二号は、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件は問題となるが、需要者要件は規制されていないので、法的には、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可は不要である。なお、輸出管理実務的には、用途確認は必要である。
- Cは誤り。外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可には、少額特例の適用はない。輸出令第4条第1項第四号の少額特例は、外為法第48条第1項の特例なので、外為法第25条第4項に適用されることはない。

<問題 16>

以下のAからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社AのX課長は、フランス在住の旧ソ連の科学者B氏から戦車の製造技術 α （外為令別表の1の項に該当）を売りたいとメールで相談を受けた。X課長は、パキスタンにある軍関係の研究所Cに確認したところ、是非、購入したいと連絡を受けたので、B氏から製造技術 α を購入し、研究所Cに売却する予定である。なお、製造技術 α は、B氏から研究所Cに直接提供される。この場合、貿易会社Aは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可が必要である。
- B 東京にある貿易会社Aは、フランスにある大手書店Bから最近出版された暗号プログラムの専門書X（外為令別表の9の項に該当する技術を含む。）を購入し、ロシアにある企業Cに売却する予定である。専門書Xは、大手書店Bから企業Cに直接郵送される。貿易会社Aは、企業Cから、大陸間弾道ミサイルの通信を暗号化するために使用すると連絡を受けていたとしても、この場合、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可は不要である。
- C 大阪にあるソフト開発会社Aは、タイにある会社Bから、外為令別表の7の項に該当する半導体のCADソフトXを購入し、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学C（懸念区分は、ミサイル）に売却する予定である。なお、CADソフトXは、タイから中国に直接郵送されるが、ソフト開発会社Aが、大学Cに用途を確認したところ、「用途は言えない。」と連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、ソフト開発会社Aは、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可が必要である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】1 正解率は約73%

- Aは正しい。東京にある貿易会社AのX課長は、フランス在住の旧ソ連の科学者B氏から戦車の製造技術 α （外為令別表の1の項に該当）を購入し、パキスタンにある軍関係の研究所Cに売却するというのであるから、外為法第25条第1項に基づく外国間等技術取引の許可が必要である。
- Bは正しい。外国間等技術取引の根拠条文は、外為法第25条第1項であるから、貿易外省令第9条第2項第九号の適用がある。この場合、暗号プログラムの専門書Xは、公知の技術にあたるので、外国間等技術取引の許可は不要である。
- Cは誤り。外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に関するものである。外国間等技術取引には、大量破壊兵

STC Advanced（第1回）問題解説

器キャッチオール規制の需要者要件は、規制されていないので、法的には用途が不明であっても、許可は不要である。

<問題17>

以下のAからCのうち、許可の申請先が安全保障貿易審査課の組合せを1つ選びなさい。

- A 仲介貿易取引許可申請
- B キャッチオール規制の輸出許可申請
- C 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請

1. A・B

2. B・C

3. C・A

【正解】1 正解率は約84%

Aは正しい。仲介貿易運用通達2（1）で、「仲介貿易取引許可の申請に関する事務は、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。」と規定されている。

Bは正しい。キャッチオール規制通達4（1）で、「安全保障貿易審査課」と規定されている。

Cは誤り。包括許可取扱要領I8で、「一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。」と規定されている。

<問題18>

以下のAからCのうち、違反した場合の罰金について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物（価格800万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、4,000万円以下である。
- B 外為令別表の6の項に該当するプログラム（価格100万円）を無許可で、提供した場合の罰金は、500万円以下である。
- C 外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格500万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、1,000万円以下である。

1. A・B 2. B・C 3. C・A

【正解】2 正解率は約74%

- Aは正しい。輸出令別表第1の4の項に該当する貨物の無許可仲介貿易取引した場合の罰金は、当該貨物が輸出令第13条の「核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物」にあたり、外為法第69条の6第2項第二号が適用される。この場合、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるので、罰金は、4,000万円以下となる。
- Bは誤り。外為令別表の6の項に該当するプログラム（価格100万円）を無許可で提供した場合の罰金は、当該プログラムが大量破壊兵器関連の技術ではないので、外為法第69条の6第1項第一号が適用される。この場合、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えないので、罰金は、700万円以下となる。
- Cは誤り。外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格500万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、当該プログラムが外為令第27条第2項の大量破壊兵器関連の技術にあたるので、外為法第69条の6第2項第一号が適用される。この場合、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるので、罰金は、2,500万円以下となる。

外為法第69条の6

第69条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

- 一 第25条第1項又は第4項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
 - 二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者
- 2** 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。
- 一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として**政令で定める技術**について、第25条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
 - 二 第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として**政令で定める貨物**について、第25条第4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者
- 3** 第1項第二号及び前項第二号（貨物の輸出に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

輸出令第13条

（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）

第13条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、**別表第1の1の項（（5）、（6）及び（10）から（12）までを除く。）及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）**とする。

外為令第27条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等)

第27条 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が300キロメートル以上のものとする。

- 2 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の1から4までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第1の1の項(5)、(6)及び(10)から(12)までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。

<問題 19>

以下のAからCのうち、下線部分が、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーAは、輸出許可申請に時間がかかると納期に間に合わないので、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械を輸出令別表第1の6の項(2)に該当する工作機械と偽って、個別の輸出許可を取得し、タイにあるメーカーBに輸出した。この場合、メーカーAは、外為法第70条第1項第三十三号で処罰される。
- B 大阪にあるメーカーAは、中国にあるメーカーBから輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械10台の注文を受けた。中国向けに個別の輸出許可申請をすると時間もかかり、提出書類も多いので、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、一旦、韓国にある子会社Cに輸出し、韓国の子会社Cから中国のメーカーB向けに輸出することにした。この場合、メーカーAは、外為法第70条第1項第三十三号で処罰される。
- C 横浜にある貿易会社AのX営業課長は、会社の営業ノルマを達成するため、営業部長と相談し、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を「非該当」と偽り、無許可で中国にあるメーカーBに輸出した。この場合、貿易会社Aは、外為法第72条第1項に問われる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

【正解】2 正解率は、約40%

- Aは誤り。異なる貨物の輸出許可を取得しても、本来の輸出貨物について必要な輸出許可を得たものとならないので、輸出した場合、無許可輸出となる。この場合、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械を6の項に該当する工作機械と偽って、個別の輸出許可を取得し、輸出した場合、無許可輸出にあたるので、外為法第69条の6第2項第二号で処罰される。
- Bは誤り。異なる仕向地に向けた輸出についての輸出許可を取得しても、必要な輸出許可を得たものとならないので、輸出した場合は、無許可輸出となる。仕向地が中国で輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械10台を輸出する場合、個別の輸出許可申請をすると時間等がかかるので、中国向けには適用できない特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、一旦、韓国に輸出し、そこから中国に輸出しているため、メーカーAは、外為法第69条の6第2項第二号で処罰される。

Cは正しい。貿易会社AのX営業課長は、会社の営業ノルマ（業務）を達成するため、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を無許可で中国にあるメーカーBに輸出していることから、外為法第69条の6第2項第二号の違反行為にあたり、外為法第72条第1項により、貿易会社Aは、法人として処罰される。

第72条 法人（第26条第1項第二号及び第四号、第27条第13項並びに第55条の5第2項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、**使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第69条の6から前条まで（第70条の2を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。**

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第70条の2の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

3 第1項の規定により第69条の6又は第69条の7の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

4 第26条第1項第二号及び第四号、第27条第13項並びに第55条の5第2項に規定する団体に該当するものを処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

<問題20>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にある素材メーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っていないが、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- B 大阪にある電機メーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っているが、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」及び「輸出等業務従事者」に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行う法的義務がある。
- C 東京にあるプラスチックの専門商社Aは、リスト規制に該当しないプラスチックの輸出を行っている。全社員は、役員を含めて100名であるが、そのうち、海外営業部門は、海外事務のスタッフを含めて、計60名である。この場合、専門商社Aは、遵守基準省令によって、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象の社員は、60名で、法的義務がある。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

【正解】2 正解率は、約60%

- Aは正しい。素材メーカーXは、リスト規制に該当する製品を扱っていないので、遵守基準省令第1条第二号イでいう「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- Bは誤り。遵守基準省令第1条第二号トでは、「統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。」と規定されている。したがって、研修は、努力規定である。
- Cは正しい。遵守基準省令第1条第一号ロでは、「輸出等（法第55条の10第1項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。」と規定しているので、法的義務である。

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の2の項に該当するNC工作機械と同時に提供される当該貨物を使用するための汎用のNCプログラムX（外為令別表の2の項（2）に該当）は、オブジェクトコードで提供されるのであれば、貿易外省令第9条第2項第十四号ハの規定により、役務取引許可は不要である。

【正解】 2（誤） 正解率は、約68%

貿易外省令第9条第2項第十四号ハでは、「輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために**特別に設計されたプログラム**であって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引」と規定されているので、「汎用のNCプログラムX」は、適用することができない。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京のポンプメーカーAは、過去に輸出許可を取得して、英国の化学メーカーBに輸出したポンプ1台（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が壊れたので、日本に送り返してもらった。到着後、東京のポンプメーカーAは、修理し、英国に返送する場合、修理費用と送料を合わせて、20万円かかったが、貨物自体を無償で輸出するのであれば、輸出許可は不要である。

【正解】 1（正） 正解率は、約87%

本問は、無償告示第一号1にあてはまる典型例であり、ポンプメーカーAは、輸出許可は不要である。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

米国の輸出管理規則(EAR)は米国からの輸出を規制しているため、米国に所在するグループ会社はEARを遵守する必要があるが、日本に所在する日本企業はEARを遵守する必要はない。

【正解】2 (誤) 正解率は、約99%

米国の輸出管理規則(EAR)は、米国からの輸出のみでなく、輸入国からの再輸出も規制対象としているため、米国原産品等を取り扱っている企業はEARを遵守する必要がある。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)に違反して取引権限が停止されている取引権限停止者(Denied Persons)向けにEAR規制対象品目を輸出又は再輸出することは禁止されているが、日本国内におけるEAR規制対象品目の取引権限停止者との取引は禁止されていない。

【正解】 2 (誤) 正解率は、約90%

取引権限停止者(Denied Persons)とのEAR規制対象品目の国内取引も禁止すると、EARの§736.2(b)(4)及びPart 764 Supplement No.1に規定されている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって科学コミュニティで共有される技術は、輸出管理規則(EAR)の規制対象とならない。

【正解】 1 (正) 正解率は、約85%

大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって科学コミュニティで共有される技術は、輸出管理規則(EAR)の§734.3(b)、§734.8、9により規制対象とならない。